

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規則	福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	六五	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	六五三
告示	患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件	六五三	土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	六五四
公告	道路の区域を変更する件	六五三	福島県議会	六五四
	道路の供用を開始する件	六五三	福島県人事委員会	六五四
	福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件	六五三	職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則	六五四
			市町村立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則	六五五

規 則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県規則第六十一号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第五号中「同項第三十四号の二に規定する特定扶養親族若しくは同項第三十四号の三」を「十六歳以上二十三歳未満の者若しくは同項第三十四号の四」に改め

る。

様式第一号中

控除対象配偶者・扶養親族・老人控除対象配偶者・特定扶養親族・老人扶養親族・障害者・特別障害者・寡婦・寡夫の別

を

控除対象配偶者・16歳親族・障害者

偶者・扶養親族・老人控除対象配偶者以上23歳未満の扶養親族・老人扶養親族・特別障害者・寡婦・寡夫の別

に改める。

様式第八号中

定 扶 養 親 族

を
以歳の親
歳23満養
16上未扶族

に改める。

様式第十七号中

控除対象配偶者・扶養親族・老人控除対象配偶者・特定扶養親族・老人扶養親族・障害者・特別障害者・寡婦・寡夫の別

を

控除対象配偶者・16親族・障害者

配偶者・扶養親族・老人控除対象配偶者以上23歳未満の扶養親族・老人扶養親族・特別障害者・寡婦・寡夫の別

に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県営住宅等条例施行規則様式第一号による 県営住宅等入居 申込書及び様式第十七号による 県営住宅等入居 継続承認等申請書は、それぞれ改正後の福島県営住宅等条例施行規則様式第一号による 県営住宅等入居 申込書及び様式第十七号による 県営住宅等入居 継続承認等申請書とみなす。

県営住宅等入居 申込書及び様式第十七号による 県営住宅等入居 継続承認等申請書とみなす。 駐車場使用 継続承認等申請書とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県営住宅等条例施行規則様式第一号、様式第八号及び様式第十七号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(建築住宅課)

告 示

福島県告示第七百六十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成二十二年十二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

病 名	畜 種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘 要
ヨーネ病	牛	患畜	一頭	岩瀬郡	平成二十二年 十二月一六日	殺処分

(畜産課)

福島県告示第七百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十二年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 敷地の幅員 (メートル)	変更後 敷地の幅員 (メートル)
県道下松本鏡石停車場線	岩瀬郡鏡石町仁井田四二七番一地从先から同郡同町仁井田四二九番地先まで	A 一〇・八 二二・五	A 一八・四 八八・〇

一一一・五

(道路計画課)

福島県告示第七百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十二年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道下松本鏡石停車場線	岩瀬郡鏡石町仁井田四二七番一地从先から同郡同町仁井田四二九番地先まで	平成二十二年十二月二十四日

(道路計画課)

福島県告示第七百六十四号

福島県収入証紙条例(昭和二十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十二年十二月六日次のとおり指定した。

平成二十二年十二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所

福島県猟友会 南相馬市小高区本 平成二十二年二月六日から平 南相馬市小高区関場
小高支部 支 町二丁目七八番地 成二十七年九月三〇日まで 二丁目三三番地の八
部長 高橋 一夫

(出納総務課)

公 告

公告第四百八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年十二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十二年十二月十四日

二 名称

特定非営利活動法人子育てサロン日向ぼっこ

三 代表者の氏名

鈴木 サチ子

四 主たる事務所の所在地

福島県耶麻郡猪苗代町大字若宮鳥井原中二千七百九十一番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の子育て中の家族とその家族を支援する住民や行政などの関係機関などに対し、かつて地域社会が担っていた子育ての知識などを伝え合うことなど子育て・子育てしやすい環境を向上させることに役立つ事業を幅広く行い、地域の中で穏やかに子育てできる社会の実現を目指し、もって社会全体の利益に貢献することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四百九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十二年十二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

会津宮川土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 長峰 喜昭 大沼郡会津美里町橋丸字田中九四番地

(農村計画課)

福島県議会

福島県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

福島県議会議長 佐藤 憲 保

福島県議会議規則第一号

福島県議会議規則の一部を改正する規則

福島県議会議規則(昭和三十四年福島県議会議規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一百六条中「速記法により議事及び議事の外、開会、閉会の年月日、出席、欠席議員の番号、氏名並びに」を「議長が定める方法により、議事のほか、開会及び閉会に關

する事項並びにそれらの年月日、出席議員及び欠席議員の番号及び氏名」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(議事課)

福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第十八号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

附則第七項を削り、附則第六項の表第十一号の二第二項第一号の項を削り、附則第六項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

6 条例附則第七項の表の給料表の欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級の欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)の五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後における条例第七条の二第一項の人事委員会規則で定める基準は、第十一号の二第一項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による額に百分の九十九・一を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

附則に次の二項を加える。

8 給与期間の途中において、条例附則第七項の規定により給与が減せられて支給されることとなる職員(以下「減額支給対象職員」という。)以外の者が減額支給対象職員となつた場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となつた場合、離職した場合若しくは第七条第一項各号に掲げる場合に該当した場合におけるその給与期間の条例附則第七項各号(第三号及び第四号を除く。)に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

9 次に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

一 条例附則第七項第二号から第四号まで、第九項及び第十項に規定する地域手当の月額

二 条例附則第七項第三号に規定するそれぞれの基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額(条例第十

七条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に第三十三条の二の三第三項に定める割合を乗じて得た額（第三十三条の三各号に掲げる職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、給料月額に同条各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）（条例附則第七項第一号に規定する最低号給に達しない場合にあつては、同項第三号に規定するそれぞれの基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同項第一号に規定する給料月額減額基礎額をいう。以下この号において同じ。）及びこれに対する地域手当の月額の合計額（条例第十七条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に第三十三条の二の三第三項に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に第三十三条の三各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額））

三 条例附則第七項第四号に規定する勤勉手当減額対象額（同項第一号に規定する最低号給に達しない場合にあつては、同項第四号に規定する勤勉手当減額基礎額）
 四 条例附則第七項の規定により給与が減せられて支給される職員（第八条の二第二号又は第三号に掲げる職員に限る。）について、育児休業条例附則第二項（育児休業条例附則第三項の規定により読み替えられた育児休業条例第十九条において準用する場合を含む。）又は第四項の規定により読み替えられた条例附則第七項第一号に規定する算出率を乗じて得た額
 別表第一 特別支援学校の項中「一・五」を「一・二五」に改める。
 別表第九を次のように改める。

別表第九（第33条の11関係）

職員の区分	職務の級 号給	級			
		1	2	3	4
再任用職員以外の職員	1から4まで	円 2,000	円 2,500	円 5,100	円 6,800
	5から8まで	2,000	2,600	5,200	6,900
	9から12まで	2,100	2,800	5,400	7,100
	13から16まで	2,200	2,900	5,500	7,200
	17から20まで	2,300	3,000	5,700	7,400
	21から24まで	2,400	3,200	5,900	7,500
	25から28まで	2,600	3,300	6,000	7,600
	29から32まで	2,700	3,500	6,100	7,700
	33から36まで	2,800	3,700	6,300	7,900
	37から40まで	2,900	3,800	6,400	8,000
41から44まで	3,100	4,100	6,600	8,000	
45から48まで	3,200	4,300	6,800	8,000	
49から52まで	3,300	4,500	6,900	8,000	

53から56まで	3,400	4,800	7,000	8,000
57から60まで	3,500	4,900	7,100	8,000
61から64まで	3,600	5,100	7,200	8,000
65から68まで	3,700	5,300	7,300	
69から72まで	3,800	5,400	7,400	
73から76まで	3,900	5,500	7,500	
77から80まで	4,000	5,600	7,500	
81から84まで	4,100	5,800	7,500	
85から88まで	4,100	5,900	7,500	
89から92まで	4,200	6,100	7,500	
93から96まで	4,300	6,200	7,500	
97から100まで	4,400	6,300	7,500	
101から104まで	4,400	6,400		
105から108まで	4,500	6,500		
109から112まで	4,500	6,600		
113から116まで	4,600	6,700		
117から120まで	4,700	6,800		
121から124まで	4,700	6,900		
125から128まで	4,800	6,900		
129から132まで	4,900	6,900		
133から136まで	4,900	7,000		
137から140まで	4,900	7,100		
141から144まで	5,000	7,100		
145から148まで	5,100	7,100		
149から152まで	5,100	7,100		
153	5,100	7,100		
再任用職員	3,200	3,800	5,100	6,400

（平成十八年改正条例第五十九号附則第七項から第九項までの規定による給料の切替えに関する規則の一部改正）

第二条 平成十八年改正条例第五十九号附則第七項から第九項までの規定による給料の切替えに関する規則（平成十八年福島県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号を削り、同条第十号を同条第九号とする。

第三条第五号を削り、同条第六号を同条第五号とする。

第四条第一項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（端数計算）

第六条 平成十八年改正条例第五十九号附則第七項から第九項までの規定による給料の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

(職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第三条 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成十九年福島県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される」を「新規規則第六項の規定が適用される」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

(平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に関する読替え)

2 平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に対する改正後の職員の給与の支給に関する規則附則第六項の規定の適用については、同項中「五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「平成二十三年一月一日」と、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とする。

(採用給与課)

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第十九号

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「合計額」とあるのは「合計額」とあるのは、「に改め、「、第五条の二第一項第一号中「定める額」とあるのは「定める額に百分の九十九・一を乗じて得た額」とを削る。

附則第五項中「特定学校職員(条例附則第七項に規定する特定学校職員をいう。以下同じ。)」以外の者が月の初日以外の日に特定学校職員となつた場合における同項の減ずる額」を「給与期間(条例第六条の規定によりその例によることとされる県立学校職員に適用される職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)第五条第一項に定める期間をいう。以下同じ。)」の中途において、条例附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる学校職員(以下「減額支給対象学校職員」という。))以外の者が減額支給対象学校職員となつた場合又は減額支給対象学校

職員が、減額支給対象学校職員以外の学校職員となつた場合、離職した場合若しくは条例第九条の規定によりその例によることとされる県立学校職員に適用される職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号)第七条第一項各号に掲げる場合に該当した場合におけるその給与期間の条例附則第七項に規定する相当する額の計算」に、「により得た額とする」を「による」に改め、同項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。

5 条例附則第七項の表の給料表の欄に掲げる給料表の適用を受ける学校職員(再任用学校職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級の欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定学校職員」という。)の五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定学校職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定学校職員となつた場合にあつては、特定学校職員となつた日)以後における条例第八条の七第二項の人事委員会規則で定める基準は、第五条の二第一項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による額に百分の九十九・一を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

別表第一中「一・五」を「一・二五」に改める。

別表第五及び別表第六を次のように改める。

別表第五(第8号関係)

職員の区分	職務の級 号給	級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
再任用職員以外の職員	1から4まで	円 2,000	円 2,100	円 4,200	円 6,800
	5から8まで	2,000	2,300	4,400	6,900
	9から12まで	2,100	2,400	4,500	7,100
	13から16まで	2,200	2,500	4,900	7,200
	17から20まで	2,300	2,600	5,100	7,400
	21から24まで	2,400	2,800	5,200	7,500
	25から28まで	2,600	2,900	5,400	7,600
	29から32まで	2,700	3,000	5,500	7,700
	33から36まで	2,800	3,200	5,700	7,900
	37から40まで	2,900	3,300	5,900	8,000
	41から44まで	3,100	3,500	6,000	8,000
	45から48まで	3,200	3,700	6,100	8,000
	49から52まで	3,300	3,800	6,300	8,000
53から56まで	3,400	4,100	6,400	8,000	
57から60まで	3,500	4,300	6,600	8,000	
61から64まで	3,600	4,500	6,800	8,000	
65から68まで	3,700	4,800	6,900		

69から72まで	3,800	4,900	7,000	
73から76まで	3,900	5,100	7,100	
77から80まで	4,000	5,300	7,200	
81から84まで	4,100	5,400	7,300	
85から88まで	4,100	5,500	7,400	
89から92まで	4,200	5,600	7,500	
93から96まで	4,300	5,800	7,500	
97から100まで	4,400	5,900	7,500	
101から104まで	4,400	6,100	7,500	
105から108まで	4,500	6,200	7,500	
109から112まで	4,500	6,300	7,500	
113から116まで	4,600	6,400	7,500	
117から120まで	4,700	6,500		
121から124まで	4,700	6,600		
125から128まで	4,800	6,700		
129から132まで		6,800		
133から136まで		6,900		
137から140まで		6,900		
141から144まで		6,900		
145から148まで		7,000		
149から152まで		7,100		
153から156まで		7,100		
157から160まで		7,100		
161から164まで		7,100		
165		7,100		
再任用 職員	3,200	3,800	5,100	6,400

別表第6 (第8条関係)

職員の 区分	職務の級 号給	級			
		1	2	3	4
再任用 職員以 外の職 員	1から4まで	円 2,000	円 2,500	円 5,100	円 6,800
	5から8まで	2,000	2,600	5,200	6,900
	9から12まで	2,100	2,800	5,400	7,100
	13から16まで	2,200	2,900	5,500	7,200
	17から20まで	2,300	3,000	5,700	7,400
	21から24まで	2,400	3,200	5,900	7,500

25から28まで	2,600	3,300	6,000	7,600
29から32まで	2,700	3,500	6,100	7,700
33から36まで	2,800	3,700	6,300	7,900
37から40まで	2,900	3,800	6,400	8,000
41から44まで	3,100	4,100	6,600	8,000
45から48まで	3,200	4,300	6,800	8,000
49から52まで	3,300	4,500	6,900	8,000
53から56まで	3,400	4,800	7,000	8,000
57から60まで	3,500	4,900	7,100	8,000
61から64まで	3,600	5,100	7,200	8,000
65から68まで	3,700	5,300	7,300	
69から72まで	3,800	5,400	7,400	
73から76まで	3,900	5,500	7,500	
77から80まで	4,000	5,600	7,500	
81から84まで	4,100	5,800	7,500	
85から88まで	4,100	5,900	7,500	
89から92まで	4,200	6,100	7,500	
93から96まで	4,300	6,200	7,500	
97から100まで	4,400	6,300	7,500	
101から104まで	4,400	6,400		
105から108まで	4,500	6,500		
109から112まで	4,500	6,600		
113から116まで	4,600	6,700		
117から120まで	4,700	6,800		
121から124まで	4,700	6,900		
125から128まで	4,800	6,900		
129から132まで	4,900	6,900		
133から136まで	4,900	7,000		
137から140まで	4,900	7,100		
141から144まで	5,000	7,100		
145から148まで	5,100	7,100		
149から152まで	5,100	7,100		
153	5,100	7,100		
再任用 職員	3,200	3,800	5,100	6,400

第二條 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成十九年福島県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される」を「新規附則第五項の規定が適用される」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。
（平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した学校職員に関する読み替え）
- 2 平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した学校職員に対する改正後の市町村立学校職員の給与の支給に関する規則附則第五項の規定の適用については、同項中「五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「平成二十三年一月一日」とし、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「同日後」とする。

（採用給与課）